

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

2020西回りエリア特定業務施設整備事業計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県、岐阜市、大垣市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市及び海津市並びに岐阜県養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町並びに本巣郡北方町

3 地域再生計画の区域

岐阜市、大垣市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市及び海津市並びに岐阜県養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町並びに本巣郡北方町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 2020西回りエリアの産業の特徴

※ 「2020西回りエリア」とは、岐阜市、大垣市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町の7市10町における区域の全域。

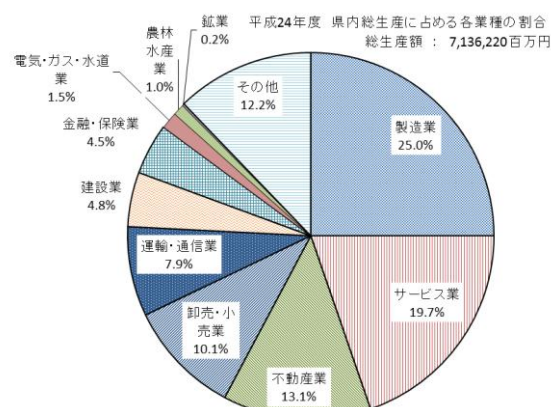
岐阜県は、日本のほぼ中央に位置し、全国では数少ない内陸県の一つである。県土の約8割を森林が占め、北部及び東部の大部分は山地、南部には濃尾平野の一部である美濃平野が広がっている。古くからモノづくりが盛んで、県内総生産額及び従業者数では製造業の割合が全体の4分の1を占めており、第2次産業のウェイトが高い産業構造が特徴である。

2020西回りエリアは、岐阜県の西部に位置し、南は愛知県と三重県、西は滋賀県、北は福井県と隣接している。南部は木曽、長良、揖斐の三大河川の流域で形成された平野で、輪中が存在する全国有数の水郷地帯となっており、豊富な水資源に恵まれている。岐阜県における濃尾平野の大半を占めているものの、多くが優良農地である。北部は福井県境の山地に向けて中山間地域を形成している。総面積は約23万haで県全体の約22%を、人口は約99万人で県全体の約48%を占めている。

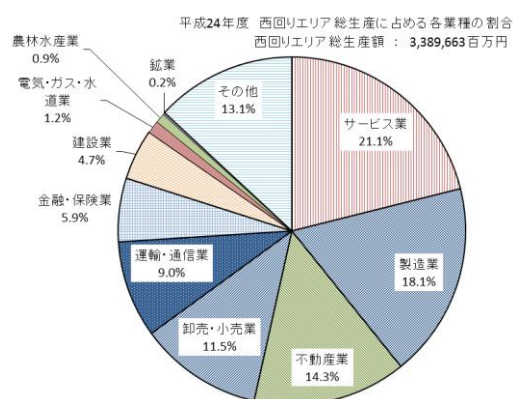
当エリアの産業については、古くから豊富な地下水を活用して紡績工場が多数立地し、愛知県の「尾州」と結び付いて日本最大の繊維産業の集積地として発展

してきた。その後は、電子部品・デバイス製造業、プラスチック製品製造業、輸送用機器製造業等多様な産業の集積地へ発展を遂げている。

また、岐阜市（人口41万人）と大垣市（人口16万人）を中心に都市化が進みサービス業の比率が高く、大型商業施設が多数立地し、県内外から多くの集客がある。一方、電気機械や輸送用機械を中心とする機械関連産業の比率も依然として高いため、外的要因や経済変動に伴い、大きな影響を受けやすい特性を持っている。

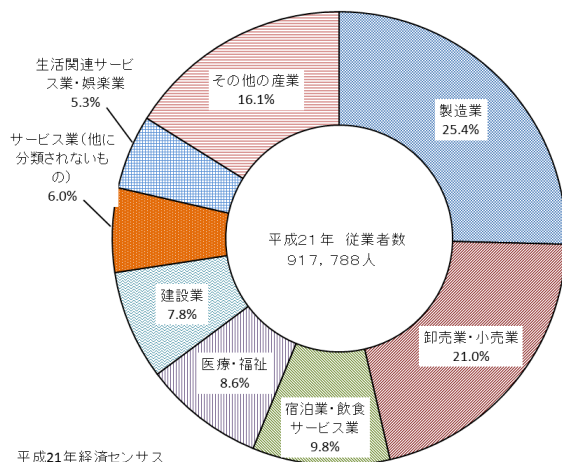


平成24年度 岐阜県の市町村民経済計算結果 統計表第5表から作成

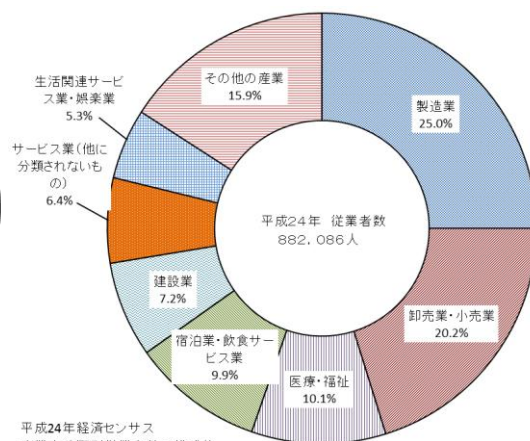


平成24年度 岐阜県の市町村民経済計算結果 統計表第5表から作成

このような状況下、岐阜県全体における従業者数は下表に示すとおり、平成21年には約92万人であったのが、平成24年には約88万人に減少している。



平成21年経済センサス 産業大分類別従業者数の構成比



平成24年経済センサス 産業大分類別従業者数の構成比

平成26年岐阜県人口動態統計調査によると、当エリアにおける社会動態は若年層を中心に、前年と比較して差し引きで2,074人減少している。とりわけ、最大の減少要因である「職業上の理由」によって差し引き1,582人が流出しており、以上を踏まえると、人口流出の緩和に向けて若い世代が安定して働ける良質な雇用の

場をいかに創出するかが喫緊の課題と言える。

4-2 インフラ整備状況

(交通)

当エリアは交通網が発達しており、主要幹線道路である国道21号が東西に貫いているほか、名神高速道路、JR東海道本線、東海道新幹線等が整備され、国内最大の製造業集積地である愛知県や関西経済圏へのアクセスが容易である。更に、東海環状自動車道西回り区間の開通区間拡大が令和6年（2024年）に見込まれ、三重県北勢地域への交通の利便性が飛躍的に向上すると期待されている。

(支援機関等)

当エリアには、岐阜大学、岐阜薬科大学（いずれも岐阜市）の理工系大学や岐阜工業高等専門学校（本巣市）を始めとする高等教育機関、情報技術を駆使するメディア文化・産業の広汎な分野で活躍する人材を養成している情報科学芸術大学院大学（大垣市）、産業支援機関である岐阜県産業経済振興センター（岐阜市）、生産現場を担う高度な能力を有するエンジニアを養成する東海職業能力開発大学校（大野町）等が立地している。

特に岐阜大学では高度金型技術者の養成、金型加工技術およびI o T、A Iを活用する生産システムの分野において世界をリードする独創的研究を行う地域連携スマート金型技術研究センターや複合材料の生産加工技術等に関する研究開発を行うG u コンポジット研究センター等を設置しているほか、大学の研究成果の技術移転、地元企業の技術相談等を行い産学官連携を推進している。さらに、平成31年4月に岐阜大学敷地内に県試験研究機関である「岐阜県食品科学研究所」が設置され、県内の食品関連企業に対する技術相談、共同研究、高度な分析等でフルサポートする体制が整えられた。

また当エリアの支援機関と連携し、支援体制を補完する組織として、隣接する「航空機関連クラスター地域」に、高度な専門知識と技術を持ったモノづくり人材を養成する岐阜県立国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校、機械、金属、複合材料等の研究、技術支援等を行なうぎふ技術革新センター等の県試験研究機関が立地している。令和元年6月には、工業技術研究所、産業技術センター、情報技術研究所の3つの研究所の機能を集約し、ワンストップサービスに対応する新たなモノづくり拠点として「岐阜県産業技術総合センター」を整備する等、工業系試験研究機関の機能強化を図っている。

なお、県内3拠点（岐阜市2・多治見市1）に岐阜県総合人材チャレンジセンターを整備し、生活・就労相談業務、就職促進業務をはじめ、地域企業への質の高い人材供給に向けた取り組みを展開している。

また、「男女共同参画・女性の活躍推進センター」において、平成 28 年 11 月から、結婚、出産、育児等を機に離職した女性の再就業の支援に取り組むとともに、「岐阜県成長産業人材育成センター」を整備し、航空宇宙産業、医療・福祉機器産業等の成長産業に係る人材育成している。さらには、産学金官が連携して、高度技術者の育成、確保及び定着の支援に向けた「産学金官連携人材育成・定着プロジェクト」を実施するため、平成 27 年度に当該プロジェクトに関する推進協議会を立ち上げた。

4-3 近年の企業立地動向と今後の見通し

経済産業省が発表した令和 4 年の岐阜県における工場立地動向調査結果では、製造業の立地件数が 56 件で全国 3 位、立地面積が 69.3 ha で全国 3 位となり、共に全国平均の 19.6 件、27.2 ha を上回る結果となった。

その中でも当エリアは近年、県内製造業の立地件数の 5 割を占めている。

工場立地動向調査（製造業）

（単位：件数、
ha、%）

	平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年	
		うち 県外		うち 県外		うち 県外		うち 県外		うち 県外
立地件数（件）	26	12	41	20	37	12	41	12	34	10
うち本計画区域	9	1	20	7	9	4	16	5	12	2
割合（%）	34.6	8.3	48.8	35.0	24.3	33.3	39.0	41.7	35.3	20.0
立地面積（ha）	52.5	29.5	44.8	31.0	34.5	10.3	36.6	15.6	98.5	17.2
うち本計画区域	20.7	3.9	20.5	12.8	13.5	3.8	15.5	5.3	8.2	0.6
割合（%）	39.4	13.2	45.8	41.3	39.1	36.9	42.3	34.0	8.3	3.5

	平成 30 年		令和元年		令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年	
		うち 県外		うち 県外		うち 県外		うち 県外		うち 県外
立地件数（件）	43	14	53	16	46	16	50	21	56	21
うち本計画区域	13	3	24	5	15	5	22	8	27	11
割合	30.2	21.4	45.2	31.2	32.6	31.2	44.0	38.1	48.2	52.4
立地面積（ha）	56.8	31.8	43.5	14.7	49.8	30.8	75.5	35.1	69.3	49.8
うち本計画区域	13.1	2.5	19.7	5.4	14.0	6.9	40.7	17.3	33.1	23.9
割合	23.1	7.9	45.3	36.7	28.1	22.4	53.9	49.3	47.8	48.0

※県外・・・県外に本社を有する企業の立地

岐阜県では、令和 6 年（2024 年）の東海環状自動車道西回り区間の開通区間拡大

を見据え、市町村等と連携し、当エリアと併せて 350 h a の新たな工場用地の開発を戦略的に推進していくこととしており、県外からの移転はもとより、地域企業の県内への移転・拡充を見込んでいる。

4－4 地域再生計画の目標

2020 西回りエリアでは、企業の立地環境をより充実させることで、企業等の特定業務施設の整備（移転・拡充）を積極的に後押しし、地域における就労機会の増大・雇用の場の創出を図ることを目標とする。

【目標 1 企業等の特定業務施設の整備件数】

本計画 5－3（2）イで定める地方活力向上地域内における東京 23 区からの移転を伴う特定業務施設の整備（移転型事業の認定件数）を 3 件、本計画 5－3（2）ロで定める地方活力向上地域内における特定業務施設の整備（拡充型事業の認定件数）を 10 件とする。

【目標 2 就労機会の増大・雇用の場の創出】

企業等の特定業務施設の整備（移転・拡充）により、70 人の就労機会の増大・雇用の場の創出を図る。

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

岐阜県では、「岐阜県成長・雇用戦略」を策定し、全県下で戦略的な工場用地開発の推進と新たな企業誘致戦略を展開すべく、平成 26 年 8 月に岐阜県企業誘致戦略推進本部を立ち上げるとともに、地域（エリア）の特性を生かした企業誘致を推進するため、同推進本部の下に 4 エリアの推進協議会を設立した。

当エリアにおいては平成 26 年 11 月に 2020 西回りエリア企業誘致戦略推進協議会を立ち上げ、豊富な水資源と広大な優良農地から産出する農産物を活用した食品を中心とした産業集積に向け、地元市町、経済団体及び金融機関が一体となって企業誘致戦略を進めている。

この一環として、幅広い業種の本社機能移転・拡充の誘致にも積極的に取り組むべく、県及び当エリアの市町が一体となって 5－3（2）のとおり、対象地域を設定するとともに、新規立地をワンストップ窓口で支援し、立地に伴う初期費用の補助や、移住・定住支援等を行っていく。

また、地元の岐阜大学と連携し、県内立地企業のための高度技術者の育成・確保及び定着支援を行う「産学金官連携人材育成・定着プロジェクト推進協議会」を立ち上げ、当エリアを含めた県内企業への学生の就職を促進していく。

これらの取り組みにより、企業の本社機能の移転及びエリア内企業の本社機能の拡充に伴う新規立地等を推し進め、当エリアにおける就労機会の創出を図る。

5-2 特定政策課題に関する事項

特になし

5-3 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の名称及び番号

地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例

(内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省)【A3005】

(2) 地方活力向上地域

イ 地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域

岐阜市、大垣市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町の一部区域（別紙1のとおり）

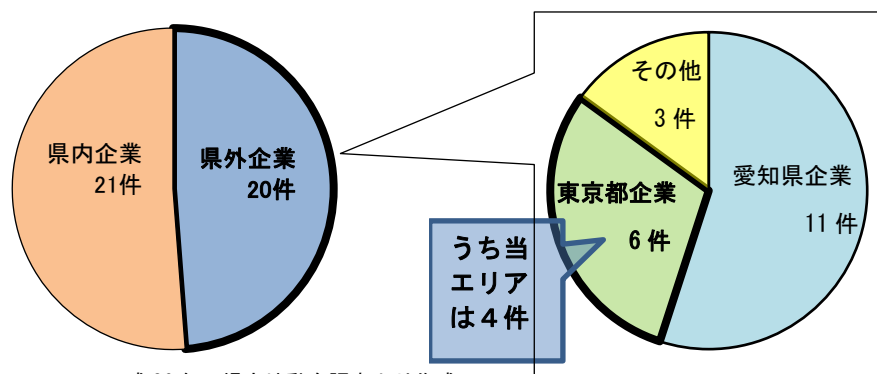
ロ 地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業の対象となる地域

岐阜市、大垣市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町の一部区域（別紙1のとおり）

(3) 地方活力向上地域の設定について

イ 移転型事業の対象地域

地方活力向上地域となる本計画5-3(2)イで定める地域は、事業活動を展開しやすい商業系・工業系用途地域を中心に設定した。平成26年の工場立地動向調査（経済産業省）によると、東京都に本社を置く企業が4件（県内では6件）立地している。今後、東京23区からの特定業務施設の整備（移転）が期待される。



平成 26 年工場立地動向調査より作成

ロ 拡充型事業の対象地域

拡充型事業の対象地域である本計画 5－3（2）ロの地域は、人口規模が約 99 万人の経済圏で、昼間人口や事業所数は下記のとおりである。

（単位：人・所）

最新の人口 (R4 人口動態調査)	人口 (H22 国勢調査)	昼間人口 (H22 国勢調査)	事業所数 (H24 経済センサス)
946, 407	1, 000, 375	968, 334	47, 285

当該地域は、国道 21 号、東海道新幹線、名神高速道路が東西を貫き、愛知県や滋賀県へとつながり、自然的社会的経済的な一体性を保持している。また、岐阜大学や岐阜薬科大学のほか、岐阜工業専門高等学校工業系、商業系及び情報系の高等学校や、人材育成・確保を図る機関も充実している。

さらに、岐阜流通センター、神戸工業団地、屋井工業団地、横曽根工業団地等の大規模な工業団地が整備されており、電子部品・デバイス製造業、プラスチック製品製造業、輸送用機器製造業等多様な産業の集積が進んでいる。拡充型事業の対象地域は、既存企業の拡張ニーズに応えられるよう、こうした産業集積地を中心に設定した。

近年の企業立地動向としては、衣料品のトムス株式会社（本社：東京都）、食品容器の株式会社エフピコ（本社：広島県）、配管資材の株式会社イノアック住環境（本社：愛知県）、精密部品加工のすぎやま工業株式会社（本社：愛知県）、食品容器のシミ株式会社（本社：愛知県）等が立地している。また、テクノパーク大野（大野町）、府中離山工業団地（垂井町）、北方町企業誘致エリア（北方町）等の新たな工業団地の造成も進んでおり、今後も域内や近県の特定業務施設の整備（移転・拡充）が見込まれる地域である。

（4）地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の内容等

イ 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業

①地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業

【事業概要】

企業等により実施される東京 23 区からの移転を伴う特定業務施設等の整備。

【実施期間】

地域再生計画認定の日から令和 13 年 3 月

【実施場所】

本計画 5－3（2）イで定める地方活力向上地域内

②地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業

【事業概要】

企業等により実施される特定業務施設等の整備（移転・拡充）。

【実施期間】

地域再生計画認定の日から令和 13 年 3 月

【実施場所】

本計画 5－3（2）ロで定める地方活力向上地域内

ロ 不動産取得税の課税免除制度の創設

【事業概要】

企業等の特定業務施設の整備を促進するため、当該整備に伴う課税免除制度を新たに創設する。

【実施主体】

岐阜県

【実施期間】

平成 30 年 4 月から令和 8 年 3 月

ハ 事業税の不均一課税制度の創設

【事業概要】

企業等の特定業務施設の整備を促進するため、当該整備に伴う不均一課税制度を新たに創設する。

【実施主体】

岐阜県

【実施期間】

平成 27 年 10 月から令和 8 年 3 月

5－4 その他の事業

5－4－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5－4－2 支援措置によらない独自の取り組み

イ ワンストップ相談窓口の設置又は機能強化

【事業概要】

企業の特定期業務施設の整備が円滑に進むよう、煩雑な各種手続きをワンストップで総合的に支援する体制を整備（設置又は機能強化）する。
当該相談窓口では、適地紹介、各種補助制度の手続き支援、移住・定住促進部署と連携した生活面での支援等を行う。

【実施主体】

岐阜県、岐阜市、大垣市、羽島市、山県市、瑞穂市、海津市、垂井町、関ヶ原町、安八町、大野町、池田町、北方町

【実施期間】

地域再生計画認定の日から令和 13 年 3 月：岐阜県、大垣市、羽島市、
山県市、瑞穂市、垂井町、関ヶ原町、大野町、北方町
平成 27 年 12 月から令和 13 年 3 月：池田町
平成 28 年 4 月から令和 13 年 3 月：岐阜市、海津市、安八町

【参 考】

岐阜県では、平成 27 年 4 月 1 日に本社機能移転サポート窓口を設置した。

ロ 特定業務施設の整備に対する財政支援の拡充

【事業概要】

企業等の特定業務施設の整備に対する財政支援として、投資金額の 1 割を補助する県による制度に加えて、市町による固定資産税や都市計画税の相当額又はその 2 分の 1 の額を限度とし、3～10 年間助成する制度、また操業にあたって新たに雇用した従業員に対して 1 人あたり 5～50 万円を交付する雇用促進奨励金制度を新たに創設、または既存制度の拡充を図る。

【実施主体】

岐阜県、岐阜市、大垣市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和 13 年 3 月

【参 考】

岐阜県では、平成 27 年度に岐阜県本社機能移転促進事業補助金を創設。
平成 30 年 10 月に雇用要件を 10 人（中小企業 5 人）から 5 人（中小企業 2 人）に引き下げ、制度を拡充している。さらに、令和元年 10 月から、東京 23 区内からの本社機能移転に対する補助メニューを拡充し、補助金額を 5 億円上乗せし、最大 10 億円に拡充。
なお、平成 27 年 4 月から、製造業の立地を対象とした岐阜県企業立地促

進事業補助金について、新たに中小企業枠を設け、投資額要件を 10 億円以上から 5 億円以上に引き下げ、制度を拡充。

ハ 人材の確保に関する支援

①岐阜県中小企業総合人材確保センター等を活用した支援

【事業概要】

生活・就労相談業務、就職促進業務を展開している岐阜県総合人材チャレンジセンターの利用を促すとともに、平成 29 年 4 月に、県内企業の人材確保に関する総合支援拠点として設立された岐阜県中小企業総合人材確保センターを活用し、企業等の人材の確保を支援する。

【実施主体】

岐阜県

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和 13 年 3 月

②就職・転職フェアの開催等

【事業概要】

大学生及び社会人（各年齢要件あり）の方を対象に、地元で働きたい求職者と企業とのマッチングの機会を増やすため、就職・転職フェアを開催・支援をして地元雇用の確保を図る。

【実施主体】

岐阜市、大垣市、輪之内町

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和 13 年 3 月（毎年 1 回実施）

ニ 工場用地の開発促進

①工場用地の開発支援

【事業概要】

県内の工場用地開発を戦略的に推進するため、市町村の工場用地候補地の基本的調査（開発可能性調査、需要調査）を実施する等、関係機関の開発支援を展開し、企業の特定業務施設の整備を促す。

【実施主体】

岐阜県

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和 13 年 3 月

【参 考】

岐阜県では、市町村等が計画する工場用地の開発を促進させるため、開発手法の提供や支援を展開している。

【事業概要】

市町村の工場用地開発をさらに推進するため、市町村の要請に応じて専門家（アドバイザー）を派遣し、候補地により異なる工場用地開発に関する課題の整理・解決を支援する。

【実施主体】

岐阜県

【実施時期】

平成 30 年 4 月から令和 13 年 3 月

②工場用地の情報開示

【事業概要】

市街化区域で企業立地の可能性がある土地や、「企業立地用地登録制度」等で申請のあった土地等の情報を蓄積し、新規企業立地を計画している企業へ情報提供を行い、特定業務施設の整備を促す。

【実施主体】

羽島市、山県市、養老町

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和 13 年 3 月：山県市、養老町

平成 28 年 1 月から令和 13 年 3 月：羽島市

ホ 特定業務施設の整備企業の従業員を対象とした生活面での支援

【事業概要】

移住・交流セミナーの開催、空き家バンク等を活用した住まいに関する情報や教育・医療等に係る生活情報の提供、移住・定住に係る補助制度等による生活面全般のサポートを実施する。

【実施主体】

岐阜県、大垣市、山県市、輪之内町

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和 13 年 3 月：岐阜県、大垣市、山県市

平成 27 年 12 月から令和 13 年 3 月：輪之内町

【参 考】

岐阜県では、首都圏の移住希望者に向けた相談窓口として「清流の国ぎふ移住・交流センター」を平成 27 年 4 月に東京都内に開設している。

へ その他の支援制度

①緑地面積等の緩和

【事業概要】

本社機能と共に工場も併せて移転する場合、工場立地法に基づく工場の敷地面積に対する緑地面積率を緩和。

【実施主体】

岐阜市、山県市、神戸町、安八町

【実施時期】

平成 27 年 4 月から令和 13 年 3 月：岐阜市

平成 29 年 4 月から令和 13 年 3 月：神戸町

平成 30 年 7 月から令和 13 年 3 月：山県市

令和元年 6 月から令和 13 年 3 月：安八町

6 計画期間

地域再生計画認定の日から令和 13 年 3 月 31 日

7 目標の達成状況にかかる評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

本計画 4 に示す地域再生計画の目標については、計画期間中毎年度、必要な調査を行い状況の把握を行うとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うものとする。

目標 1 の企業の特定期業務施設の整備件数は、地方活力向上地域等特定期業務施設整備計画の県認定件数から算出し、目標 2 の就労機会の増大・雇用の場の創出は、地方活力向上地域等特定期業務施設整備計画の実績から算出する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

(単位：件、人)

< 2020 西回りエリア >

年度	27 1年 次	28 2年 次	29 3年 次	30 4年 次	31 5年 次	2 6年 次	3 7年 次	4 8年 次	5 9年 次	6 10年 次	7 11年 次	8 12年 次	9 13年 次	10 14年 次	11 15年 次	12 最終 年度	合計
企業等の特定期業務施設の整備件数	2	2	2	1	2	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	13
【目標 1】																	
移転型事業の認定件数	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
拡充型事業の認定件数	1	2	2	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	10
就労機会の増大・雇用の場の創出	14	14	14	7	14	1	1	2	1	0	0	1	0	0	1	0	70
【目標 2】																	
移転型事業での雇用創出	7	0	0	0	7	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	17
拡充型事業での雇用創出	7	14	14	7	7	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	53

7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

本計画4に示す地域再生計画の目標の達成状況については、中間評価及び事後評価の内容を、岐阜県ホームページ上で公表する。

8 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

9 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

10 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし